（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

第四十三条　法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

二～四　［略］

五　条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第六十八条第一項の報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用される条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。）

（令第二十条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項）

第五十条　令第二十条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に規定する他の法令の規定により特別の手続が定められているときの、当該法令の条項

二　［略］

（情報通信技術による開示請求に係る手数料の納付の方法）

第五十一条　令第二十七条第一項第二号に掲げる場合における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、同号に規定する開示請求により得られた納付情報により納付する方法とする。

（写しの送付に要する費用の納付の方法）

第五十二条　令第二十八条第一項の個人情報保護委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二　［略］

（提案の募集の方法）

第五十三条　法第百十一条の規定による提案の募集は、毎年度一回以上、当該募集の開始の日から三十日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　［略］

（提案の方法等）

第五十四条　法第百十二条第一項の提案は、別記様式第七により行うものとする。

2　［略］

3　法第百十二条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法とする。

4　法第百十二条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一～四　［略］

（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

第四十三条　法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

二～四　［同上］

［新設］

（令第十九条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項）

第五十条　令第十九条第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に規定する他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときの、当該法律又は命令の条項

二　［同上］

（情報通信技術による開示請求に係る手数料の納付の方法）

第五十一条　令第二十六条第一項第二号に掲げる場合における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、同号に規定する開示請求により得られた納付情報により納付する方法とする。

（写しの送付に要する費用の納付の方法）

第五十二条　令第二十七条第一項の個人情報保護委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二　［同上］

（提案の募集の方法）

第五十三条　法第百九条の規定による提案の募集は、毎年度一回以上、当該募集の開始の日から三十日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2　［同上］

（提案の方法等）

第五十四条　法第百十条第一項の提案は、別記様式第七により行うものとする。

2　［同上］

3　法第百十条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、提案に係る行政機関等匿名加工情報に関して希望する提供の方法とする。

4　法第百十条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一～四　［同上］